

住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金
(BEMS導入支援事業) 交付規程

平成23年4月1日
S I I - 2 3 B - 規程 - 0 0 2

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 環境共創イニシアチブ（以下「S I I」という。）が行う、経済産業省からの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（先導的システム支援事業）交付要綱（平成22・01・15財資第2号。以下「要綱」という。）第3条に基づく住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（BEMS導入支援事業）（以下「補助金」という。）の交付手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 S I I が行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）並びに、要綱に定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の対象)

第3条 S I I は、住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業（BEMS導入支援事業）（以下「補助事業」という。）を行おうとする者（以下「補助事業者」という。）に対し、補助事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象としてS I I が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 補助対象経費の区分は、別表のとおりとする。

(補助率)

第4条 補助金に係る補助率は、補助対象経費の合計額の3分の1以内とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は様式第1による補助金交付申請書にS I I が指示する書類を添付して、S I I が別に定める時期までに提出しなければならない。

2 申請者は前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消

費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第6条 S I I は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

この場合において、S I I は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該通知を行うものとする。

2 S I I は、前項の通知に際して必要な条件を付することができるものとする。

3 S I I は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 S I I は、補助金の交付が適当でないときと認めるときは理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 S I I は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

（1）補助事業者は、法律、本規程、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。

（2）補助事業者は、第8条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、S I I に報告すべきこと。

（3）補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、第9条に従うべきこと。

（4）補助事業者は、第10条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめS I I の承認を受けるべきこと。

（5）補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、第12条の規定に基づき速やかにS I I に報告し、その指示を受けるべきこと。

（6）補助事業者は、S I I が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に

係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、S I I の指示に従うべきこと。

(7) 補助事業者は、S I I が第 16 条第 3 項の規定による補助金の返還を請求したときは、S I I が指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第 16 条第 6 項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。

(8) 補助事業者は、S I I が第 19 条第 1 項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うべきこと。

(9) 補助事業者は、S I I が第 19 条第 4 項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、S I I が指定する期日までに返還するとともに、第 19 条第 5 項の規定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第 19 条第 6 項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。

(10) 補助事業者は、S I I が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。

(11) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分(補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保提供等に供することをいう。)しようとするときは、あらかじめ S I I の承認を受けるべきこと。

(12) 補助事業者は、第 22 条第 3 項及び第 23 条第 4 項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、S I I の請求に応じ、その収入の全部又は一部(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を納付すべきこと。

(13) 補助事業者は、補助事業終了後、S I I の指示に従い、補助事業の効果等を報告すべきこと。

(申請の取下げ)

第 8 条 第 6 条第 1 項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して 10 日以内に、様式第 3 による交付申請取下げ届出書を S I I に提出しなければならない。

(契約等)

第 9 条 補助事業者は、補助事業の実施に関し契約をする場合において、補助事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不適當である場合を除き、競争入札によるべきこと。

(計画変更等の承認等)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による補助事業計画変更承認申請書をS I Iに提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(2) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の10パーセント以内の範囲内で変更する場合を除く。

(3) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

(4) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 S I Iは、前項に基づく補助事業計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

3 S I Iは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(債権譲渡の禁止)

第11条 補助事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部をS I Iの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 S I Iが第16条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者がS I Iに対し、民法（明治29年法律第89条）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、S I Iは次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者がS I Iに対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) S I Iは、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金

額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

(3) S I I は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、S I I が行う弁済の効力は、S I I 事務局長が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第5による補助事業事故報告書をS I I に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況の報告)

第13条 補助事業者は、S I I が特に必要と認めて要求したときは、様式第6による補助事業実施状況報告書をS I I が要求する期日までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の実施状況及び検証結果について、当該システム導入完了後、S I I が別に定める期間、様式第7による補助事業実施状況報告書をS I I に提出しなければならない。

3 補助事業者は、前項の実施状況報告を停止するときは、あらかじめ様式第8による補助事業実施状況報告停止承認申請書をS I I に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績の報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日）から起算して30日以内又は当該補助事業の完了した日の属するS I I の会計年度の3月10日のいずれか早い日までに、様式第9による補助事業実績報告書をS I I に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、補助事業がＳＩＩの会計年度内に終了しなかったときは、翌会計年度の４月１０日までに様式第１０による補助事業年度末実績報告書をＳＩＩに提出しなければならない。

4 補助事業者は、第１項又は前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめＳＩＩの承認を受けなければならない。

（補助事業の承継）

第１５条 ＳＩＩは、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第１１による補助事業承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

（補助金の額の確定等）

第１６条 ＳＩＩは、第１４条第１項の補助事業実績報告書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容（第１０条第１項の規定に基づく承認をしたときは、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の区分ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、対応する区分ごとに交付決定された補助金の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。

3 ＳＩＩは、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を付して、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。

4 ＳＩＩは、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに補助事業者に通知するものとする。

(1) 返還すべき補助金の額

(2) 延滞金に関する事項

(3) 納期日

5 ＳＩＩは、補助事業者が第３項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、様式第１２により報告させるものとする。

6 ＳＩＩは、補助事業者が、返還すべき補助金を第４項第３号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

（補助金の支払）

第 17 条 S I I は、第 16 条第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第 14 による精算（概算）払請求書を S I I に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 18 条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第 15 による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を速やかに S I I に提出しなければならない。

2 S I I は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

3 第 16 条第 3 項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

（交付決定の取消し等）

第 19 条 S I I は、第 10 条第 1 項第 4 号の規定による申請があった場合又は次の各号の一に該当すると認められる場合には、第 6 条第 1 項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

（1）補助事業者が、法令若しくは本規程に基づく S I I の処分又は指示に違反した場合。

（2）補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。

（3）補助事業者が、補助事業等に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。

（4）前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 前項の規定は、第 16 条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 S I I は、第 1 項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

4 S I I は、第 1 項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

5 S I I は、前項の返還を請求する場合は、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補

助事業者から徴収するものとする。

- 6 第16条第4項から第6項までの規定は、第4項の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付の場合について準用する。この場合において、第16条第5項中「様式第12」とあるのは、「様式第13」と読み替えるものとする。

（加算金の計算）

第20条 S I I は、補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。

- 2 S I I は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第21条 S I I は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

- 2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

（取得財産等の管理等）

第22条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第16による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、様式第17による取得財産等明細表を第14条第1項に定める報告書に添付して提出するものとする。

- 3 S I I は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をS I I に納付させることができるものとする。

（取得財産等の処分の制限等）

第23条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価

格が単価 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を勘案して、経済産業大臣が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第 18 による補助事業財産処分承認申請書を S I I に提出して承認を受けなければならない。
- 4 前条第 3 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
- 5 第 2 項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより補助事業者が得た収入については、前条第 3 項の規定は適用しない。

（補助事業の経理等）

- 第 24 条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分した上、帳簿及びすべての証拠書類を整備し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認があった日の属する年度の終了後 5 年間、S I I の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（その他の必要な事項）

- 第 25 条 S I I は、補助事業の実施に当たって、補助事業者から提出され、または知り得た営業秘密について、他用途転用の禁止等の営業秘密を管理する責務を負うことを定める。この場合、当該業務に従事する職員及び S I I が業務契約等を締結するすべての者（第三者委員会の委員等を含む）に対して守秘義務・情報漏洩に対する契約を締結することを定める。
- 2 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、S I I が別にこれを定める。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

(別表)

補助対象経費の区分

補助対象経費の区分	内 容
設 計 費	住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業（B E M S 導入支援事業）の実施に必要な機械装置等の設計費、システム設計費
設 備 費	住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業（B E M S 導入支援事業）の実施に必要な機械装置、計測装置等の購入、製造（改修を含む）又は据付等に要する費用（ただし、当該事業に係る土地の取得及び賃借料を除く。）
工 事 費	住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業（B E M S 導入支援事業）の実施に不可欠な工事に要する費用
諸 経 費	住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業（B E M S 導入支援事業）を行うために補助事業者が直接必要とするその他経費（工事負担金、管理費（職員旅費、会議費等））

様式第 1

番 号
年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金
(BEMS 導入支援事業) 交付申請書

住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金 (BEMS 導入支援事業) 交付規程第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金 (先導的システム支援事業) 交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金の交付を申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の目的及び内容
3. 補助事業の実施計画
4. 補助金交付申請額
 - (1) 補助事業に要する経費
 - (2) 補助対象経費
 - (3) 補助金交付申請額
5. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額 (別紙 1)
6. 補助事業に要する経費の四半期別発生予定額 (別紙 2)
7. 補助事業の開始及び完了予定日
 - (1) 開始年月日
 - (2) 完了予定年月日

(注) 1. この申請書には、以下の書面を添付すること。

- (1) 申請者の経理の状況及び補助事業に係る資金計画を記載した書面
 - (2) 申請者が申請者以外の者と共同して補助事業を行おうとする場合にあっては、当該事業に係る契約書の写し
 - (3) その他 S I I が指示する書面
2. 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

※一般社団法人 環境共創イニシアチブの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（BEMS導入支援事業）は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（先導的システム支援事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金をエネルギー需要の最適な管理を行うためのBEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）を導入しようとする方に交付するものです。

(別紙 1)

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

(単位：円)

補助対象経費の 区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申 請額
合 計				

(別紙 2)

補助事業に要する経費の四半期別発生予定額

(単位：円)

補助事業に要する経費の区 分	補助事業に要する経費				
	第 1 ・ 四 半 期	第 2 ・ 四 半 期	第 3 ・ 四 半 期	第 4 ・ 四 半 期	計
合 計					

様式第 2

番 号
年 月 日

申請者 名 称
代表者等名

殿

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 印

平成 年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金
(BEMS 導入支援事業) 交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって申請があった経済産業省からの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支援事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金については、住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(BEMS 導入支援事業)交付規程第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、平成 年 月 日付け 第 号をもって申請があった平成 年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(BEMS 導入支援事業)交付申請書の補助事業の内容欄記載のとおりとする。

2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、次のとおりとする。

(単位：円)

補助対象経費の 区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額
合 計				

4. 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とする。

5. 補助事業者は、以下の交付条件に従って補助事業を実施しなければならない。

- (1) 補助事業者は、法律、本規程、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。
- (2) 補助事業者は、第8条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、S I I に報告すべきこと。
- (3) 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、第9条に従うべきこと。
- (4) 補助事業者は、第10条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめS I I の承認を受けるべきこと。
- (5) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、第12条の規定に基づき速やかにS I I に報告し、その指示を受けるべきこと。
- (6) 補助事業者は、S I I が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、S I I の指示に従うべきこと。
- (7) 補助事業者は、S I I が第16条第3項の規定による補助金の返還を請求したときは、S I I が指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第16条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (8) 補助事業者は、S I I が第19条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うべきこと。
- (9) 補助事業者は、S I I が第19条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、S I I が指定する期日までに返還するとともに、第19条第5項の規定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第19条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (10) 補助事業者は、S I I が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (11) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分(補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保提供等に供することをいう。)しようとするときは、あらかじめS I I の承認を受けるべきこと。

(12) 補助事業者は、第 22 条第 3 項及び第 23 条第 4 項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、S I I の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。

(13) 補助事業者は、補助事業終了後、S I I の指示に従い、補助事業の効果等を報告すべきこと。

6. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び交付規程の定めるところに従わなければならない。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

（1）適正化法第 17 条の規定による交付決定の取消し、第 18 条の規定による補助金等の返還及び第 19 条第 1 項の規定による加算金の納付。

（2）適正化法第 29 条から第 32 条までの規定による罰則。

（3）相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

（4）当 S I I の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。

（5）補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

7. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとする。

8. その他、S I I の付した条件を遵守しなければならない。

※一般社団法人 環境共創イニシアチブの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（BEMS 導入支援事業）は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（先導的システム支援事業）交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金をエネルギー需要の最適な管理を行うための BEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）を導入しようとする方に交付するものです。

様式第 3

番 号
年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代表理事 赤池 学 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名

印

平成 年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金
(BEMS 導入支援事業) 交付申請取下げ届出書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支援事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る交付の申請は、下記のとおり取り下げることとしたので、住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(BEMS 導入支援事業)交付規程第8条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 補助事業の名称
2. 交付の申請の取下げ理由
3. 取り下げられた交付の申請に係る補助対象経費及び補助金の額
 - (1) 補助対象経費
 - (2) 補助金の額

※一般社団法人 環境共創イニシアチブの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(BEMS 導入支援事業)は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支援事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金をエネルギー需要の最適な管理を行うためのBEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)を導入しようとする方に交付するものです。

様式第 4

番 号
年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代表理事 赤池 学 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者等名

印

平成 年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金
(BEMS 導入支援事業) 補助事業計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの
住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支
援事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る上記補助事業計画を下記のと
おり変更したいので、住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金
(BEMS 導入支援事業)交付規程第10条第1項の規定に基づき、承認を申請し
ます。

記

1. 補助事業の名称
 2. 変更の内容
 3. 変更を必要とする理由
 4. 変更が補助事業に及ぼす影響
 5. 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額(新旧対比)
(別紙)
- (注) 1. 中止又は廃止若しくは承継にあっては中止又は廃止若しくは承継後の措
置を含めてこの様式に準じて申請すること。
2. 承継にあっては、承継に関する当事者の契約書の写し、承継者の経歴及
び状況を示す事業概要書及び承継する補助事業の責任ある遂行に関する承
継者の誓約書を添付すること。

※一般社団法人 環境共創イニシアチブの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導
入促進事業費補助金(BEMS 導入支援事業)は、経済産業省が定めた住宅・建築
物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支援事業)交
付要綱第3条に基づく国庫補助金をエネルギー需要の最適な管理を行うためのB
EMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)を導入しようとする方に交付するも
のです

(別紙)

変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

(単位：円)

補助 対象 経費 の 区 分	補助事業に要 する経費			補助対象経費			補助 率	補助金の額		
	配分 済額	変更額	改配 分額	配分済 額	変更額	改配分 額		配分 済額	変更 額	改配 分額
合 計										

(備考) 用紙は日本工業規格 A 4 とする。

様式第 5

番 号
年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代表理事 赤池 学 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者等名

印

平成 年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金
(BEMS 導入支援事業) 補助事業事故報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの
住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支
援事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る上記補助事業の遅延等について、
住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(BEMS 導入支援
事業)交付規程第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 事故の原因及び内容
3. 事故に係る金額
4. 事故に対して採った措置
5. 事故が補助事業に及ぼす影響
6. 補助事業の遂行及び完了の予定

円

(備考) 用紙は日本工業規格 A 4 とし縦位置とする。

※一般社団法人 環境共創イニシアチブの住宅・建築物高効率エネルギーシステム
導入促進事業費補助金(BEMS 導入支援事業)は、経済産業省が定めた住宅
・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支
援事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金をエネルギー需要の最適な管理を
行うためのBEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)を導入しよう
とする方に交付するものです。

様式第 6

番 号
年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代表理事 赤池 学 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者等名 印

平成 年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金
(BEMS 導入支援事業) 補助事業実施状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの
住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支
援事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る上記補助事業の実施状況につい
て、住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(BEMS 導入
支援事業)交付規程第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の実施状況の概要
3. 補助事業に要する経費の使用状況(別紙)
(備考) 用紙は日本工業規格A4とし縦位置とする。

※一般社団法人 環境共創イニシアチブの住宅・建築物高効率エネルギーシステ
ム導入促進事業費補助金(BEMS 導入支援事業)は、経済産業省が定めた住
宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム
支援事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金をエネルギー需要の最適な管理
を行うためのBEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)を導入しよう
とする方に交付するものです。

(別紙)

補助事業に要する経費の使用状況

(単位：円)

補助事業に要する 経費の区分	補助事業に要する経費		
	配分済額	実績額 (年月日～年月日)	支出見込額 (年月日～年月日)
合 計			

(備考) 用紙は日本工業規格 A 4 とする。

様式第 7

番 号
年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者等名 印

平成 年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金
(BEMS 導入支援事業) 補助事業実施状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの
住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支
援事業)交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金に係る上記補助事業の実施状況につい
て、住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(BEMS 導入
支援事業)交付規程第 13 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の実施状況の概要
3. 検証結果

(1) 検証方法

(2) 検証期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

(3) 検証内容、データ(別紙により記載)

(備考) 用紙は日本工業規格 A4 とし縦位置とする。

(備考) 1. 表等を横位置に記入するときは、表等の右側を上にとすること。

2. 説明上必要な資料を適宜添付すること。

※一般社団法人 環境共創イニシアチブの住宅・建築物高効率エネルギーシステ
ム導入促進事業費補助金(BEMS 導入支援事業)は、経済産業省が定めた住
宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム
支援事業)交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金をエネルギー需要の最適な管理
を行うための BEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)を導入しよう
とする方に交付するものです。

(別紙)

実施状況報告（総括表）

エネルギー消費実績（平成 年度分）

	電力消費量（kWh）					ガス消費量（m ³ ）			その他 (i)
	動 力				照明コ ンセン ト (f)	熱 源 (g)	そ の 他 (h)		
	熱 源			ポンプ (d)				そ の 他 (e)	
	一 般 (a)	昼 間 (b)	夜 間 (c)						
4 月									
5 月									
6 月									
7 月									
8 月									
9 月									
1 0 月									
1 1 月									
1 2 月									
1 月									
2 月									
3 月									
小 計									

電力（一般）の合計 kWh（(a)+(d)+(e)+(f)）

電力（昼間）の合計 kWh（(b)）

電力（夜間） kWh（(c)）

ガスの合計 m³（(g)+(h)）

年間総消費エネルギー量（一次エネルギー換算） 単位：GJ

電力（一般）

電力（昼間）

電力（夜間）

ガス

その他

合 計

様式第 8

番 号
年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代表理事 赤池 学 殿

住 所

補助事業者 名 称

代表者等名

印

平成 年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金
(BEMS 導入支援事業) 補助事業実施状況報告停止承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの
住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支
援事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る上記補助事業の実施状況に係る
報告の停止承認を受けたいので、住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進
事業費補助金(BEMS 導入支援事業)交付規程第13条第3項の規定に基づき、
下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の名称

2. 実施状況報告停止期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

3. 実施状況報告停止の理由

4. 今後の見込み

(備考) 用紙は日本工業規格 A 4 とし縦位置とする。

※一般社団法人 環境共創イニシアチブの住宅・建築物高効率エネルギーシステ
ム導入促進事業費補助金(BEMS 導入支援事業)は、経済産業省が定めた住
宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム
支援事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金をエネルギー需要の最適な管理
を行うためのBEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)を導入しよう
とする方に交付するものです。

様式第 9

番 号
年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者等名 印

平成 年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金
(BEMS 導入支援事業) 補助事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの
住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支
援事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る上記補助事業が完了しましたの
で、住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(BEMS 導入
支援事業)交付規程第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業
 - (1) 補助事業の名称
 - (2) 補助事業の内容
 - (3) 補助事業の効果
2. 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
3. 補助金受領額及び受領年月日
 - (1) 受領額
 - (2) 内訳
 - ① 第 回概算払額
 - ② 第 回概算払額
4. 補助事業の収支決算
別紙収支明細表のとおり。

(注) 1. 当該年度に財産を取得している場合は、交付規程第22条第2項の規定
に基づき、様式16による取得財産等明細表を添付すること。

2. 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、
次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税等仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

※一般社団法人 環境共創イニシアチブの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（BEMS導入支援事業）は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（先導的システム支援事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金をエネルギー需要の最適な管理を行うためのBEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）を導入しようとする方に交付するものです。

(別紙)

収支明細表

補助対象経費 の区分	交 付 決 定 額					
	交付決定額		流用増減額		流用後交付決定額	
	補助対象 経費	補助金の 額	補助対象 経費	補助金の 額	補助対象 経費	補助金の 額
合 計						

(単位：円)

決 算 額					差 引	備 考
収 入	支 出					
補助金の 収入額	補助対象経 費の実績額	補助対象経 費の限度額	補助率	補助金の 額		
合 計						

番 号
年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者等名 印

平成 年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金
(BEMS 導入支援事業) 補助事業年度末実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの
住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支
援事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る上記補助事業について、住宅・
建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(BEMS 導入支援事業)
交付規程第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業

- (1) 補助事業の名称
- (2) 補助事業の内容
- (3) 補助事業の効果

2. 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

3. 補助金受領額及び受領年月日

- (1) 受領額
- (2) 内訳

- ① 第 回概算払額
- ② 第 回概算払額

4. 補助事業の収支決算

別紙収支明細表のとおり。(備考) 用紙は日本工業規格A4とし縦位置とする。

※一般社団法人 環境共創イニシアチブの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(BEMS 導入支援事業)は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支援事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金をエネルギー需要の最適な管理を行うためのBEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)を導入しようとする方に交付するものです。

(別紙)

収支明細表

補助対象経費の区分	交 付 決 定 額						交付決定額のうち翌年度への繰越額	
	交付決定額		流用増減額		流用後交付決定額			
	補助対象経費	補助金の額	補助対象経費	補助金の額	補助対象経費	補助金の額	補助対象経費	補助金の額
合計								

(単位：円)

繰越額差引後		決 算 額					差 引	備 考
		収 入	支 出					
補助対 象経費	補助金 の 額	補助金の 収 入 額	補助対象経 費の実績額	補助対象経 費の限度額	補助率	補助金 の 額		
合 計								

番 号
年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金
(BEMS 導入支援事業) 補助事業承継承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支援事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業の地位を承継し、当該補助事業を継続して実施したいので、住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(BEMS 導入支援事業)交付規程第15条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 旧補助事業者名
2. 補助事業の地位の承継理由
3. 補助事業の名称
4. 補助事業の内容
5. 交付決定通知の日付及び番号
6. 交付決定通知書に記載された補助金の額
7. 既に交付を受けている補助金の額

(備考) 用紙は日本工業規格 A 4 とし縦位置とする。

※一般社団法人 環境共創イニシアチブの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(BEMS 導入支援事業)は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支援事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金をエネルギー需要の最適な管理を行うためのBEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)を導入しようとする方に交付するものです。

番 号
年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金
(BEMS 導入支援事業) 返還報告書 (確定に係るもの)

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金 (先導的システム支援事業) 交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金に係る額の確定を受けたことに伴い、既に交付を受けている補助金のうち当該確定額を超える部分について返還したので、住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金 (BEMS 導入支援事業) 交付規程第 16 条第 5 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助金確定通知額及び年月日
3. 既に交付を受けている補助金の額 円
4. 返還を請求された金額及び年月日
5. 返還すべき金額及び年月日
6. 返還した金額及び年月日
 - (1) 返還金 円
 - (2) 延滞金 円
7. 延滞金の算出根拠
8. 未返還金額
 - (1) 返還金 円
 - (2) 延滞金 円

※一般社団法人 環境共創イニシアチブの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金 (BEMS 導入支援事業) は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金 (先導的システム支援事業) 交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金をエネルギー需要の最適な管理

を行うためのBEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）を導入しようとする方に交付するものです。

番 号
年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金
(BEMS 導入支援事業) 返還報告書 (取消しに係るもの)

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの
住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金 (先導的システム支
援事業) 交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金に係る補助事業について、住宅・建
築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金 (BEMS 導入支援事業) 交付
規程第 18 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 既に交付を受けている補助金の額 円
3. 返還を請求された金額及び年月日
4. 返還した金額及び年月日
 - (1) 返還金
 - (2) 加算金
 - (3) 延滞金
5. 加算金及び延滞金の算出根拠
6. 未返還金額
 - (1) 返還金 円
 - (2) 加算金 円
 - (3) 延滞金 円

※一般社団法人 環境共創イニシアチブの住宅・建築物高効率エネルギーシステム
導入促進事業費補助金 (BEMS 導入支援事業) は、経済産業省が定めた住
宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金 (先導的システム
支援事業) 交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金をエネルギー需要の最適な管理

を行うためのBEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）を導入しようとする方に交付するものです。

様式第 1 4

番 号
年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者等名

印

平成 年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金
(BEMS 導入支援事業) 精算 (概算) 払請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの
住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金 (先導的システム支
援事業) 交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金の精算 (第 回概算) 払を受けたいの
で、住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金 (BEMS 導入
支援事業) 交付規程第 1 7 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 補助事業の名称
2. 精算 (概算) 払請求金額 金 円
3. 請求金額の算出内訳 (概算払いの請求をするときに限る。) (別紙)
4. 概算払を必要とする理由 (概算払いの請求をするときに限る。)
5. 振込先

金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

(注) 振込先にはフリガナを記入すること。

※一般社団法人 環境共創イニシアチブの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金 (BEMS 導入支援事業) は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金 (先導的システム支援事業) 交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金をエネルギー需要の最適な管理を行うための BEMS (ビルエネルギーマネジメントシステム) を導入しようとする方に交付するものです。

(別紙)

請求金額の算出内訳

(単位：円)

補助対象経費の区分	補助対象経費の額			補助率	補助金の額		
	配分済額	実績額 (年月日～年月日)	支出見込額 (年月日～年月日)		配分済額	前回までの受領額	今回請求額
合 計							

(備考) 用紙は日本工業規格 A 4 とする。

番 号
年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者等名 印

平成 年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金
(BEMS 導入支援事業) に係る消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの
住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支
援事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金について、住宅・建築物高効率エネ
ルギーシステム導入促進事業費補助金(BEMS 導入支援事業)交付規程第18条第
1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助金額(交付規程第16条第1項による補助金の確定額) 円
3. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
4. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に
係る仕入控除税額 円
5. 補助金返還相当額(4. - 3.) 円

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。

(備考) 用紙は日本工業規格 A4 とし縦位置とする。

※一般社団法人 環境共創イニシアチブの住宅・建築物高効率エネルギーシ
ステム導入促進事業費補助金(BEMS 導入支援事業)は、経済産業省が定めた住
宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム
支援事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金をエネルギー需要の最適な管理
を行うためのBEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)を導入しよう
とする方に交付するものです。

様式第 16

取得財産等管理台帳

区分	財産 名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月日	耐用 年数	保管場所	備 考

(注)

1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第22条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア)事務用備品、(イ)事業用備品、(ウ)書籍、資料、図書類、(エ)無体財産権(工業所有権等)、(オ)その他の物件(不動産及びその従物)とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(備考) 用紙は日本工業規格A4とする。

※一般社団法人 環境共創イニシアチブの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(BEMS導入支援事業)は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支援事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金をエネルギー需要の最適な管理を行うためのBEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)を導入しようとする方に交付するものです。

様式第 17

取得財産等明細表

〔平成 年度〕

区分	財産 名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月日	耐用 年数	保管場所	備 考

(注)

1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第22条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア)事務用備品、(イ)事業用備品、(ウ)書籍、資料、図書類、(エ)無体財産権(工業所有権等)、(オ)その他の物件(不動産及びその従物)とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし縦位置とする。

※一般社団法人 環境共創イニシアチブの住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(BEMS導入支援事業)は、経済産業省が定めた住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支援事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金をエネルギー需要の最適な管理を行うためのBEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)を導入しようとする方に交付するものです。

番 号
年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

住 所
補助事業者 名 称
代表者等名 印

平成 年度住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金
(BEMS 導入支援事業) 補助事業財産処分承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの
住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム支
援事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業について、住宅・建
築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(BEMS 導入支援事業)交付
規程第23条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 処分しようとする財産及びその理由(別紙)
2. 相手方(住所、氏名、使用の場所及び目的)
3. 処分の条件

(注) 売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の相手方のある場合は、それぞれの
相手方及び条件について記載すること。

(備考) 用紙は日本工業規格 A4 とし縦位置とする。

※一般社団法人 環境共創イニシアチブの住宅・建築物高効率エネルギーシ
ステム導入促進事業費補助金(BEMS 導入支援事業)は、経済産業省が定めた住
宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(先導的システム
支援事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金をエネルギー需要の最適な管理
を行うためのBEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)を導入しよう
とする方に交付するものです。

(別紙)

処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	財産名 (仕様)	数量	処分の方法	処分の理由	備考

- (注) 1. 処分の方法として売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。
自己使用の場合は、用途を記載する。
2. 取得財産が共有の場合は、備考に共有相手先及び共有比率を記載すること。